

平成21年度枕崎市職員採用試験を次のとおり実施します。

■採用職種、予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
一般事務職	1～2名	① 昭和55年4月2日以降に生まれた者 ② 高等学校（同等資格を含む）以上の学歴を有する者 又は平成22年3月までに卒業見込みの者 ③ 採用後は、本市に居住可能な者
社会福祉士	1名	① 昭和55年4月2日以降に生まれた者 ② 高等学校（同等資格を含む）以上の学歴を有する者 であり、かつ、社会福祉士の資格を有する者 ③ 採用後は、本市に居住可能な者

（欠格事項）

※上記の受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ①日本国籍を有しない者
- ②成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ③禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④枕崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
- ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

①一般事務職

【第1次試験】教養試験・事務適性試験・作文試験

【第2次試験】面接試験（集団討論・個別面接）健康診査（医療機関発行の健康診断書提出）

②社会福祉士

【第1次試験】教養試験・専門試験・事務適性試験・作文試験

【第2次試験】面接試験（集団討論・個別面接）健康診査（医療機関発行の健康診断書提出）

■試験の時期及び場所

【第1次試験】

日時 平成21年9月20日（日曜日）午前8時30分から

場所 枕崎市市民会館 枕崎市千代田町114番地

※受験者が多い場合は(財)南薩地域地場産業振興センター

枕崎市松之尾町37番地1で行います。

【第2次試験】

日時 平成21年10月中旬の予定

場所 枕崎市役所

■受験手続及び受付期間

①受験申込書用紙の請求及び提出先

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地 枕崎市総務課職員係 TEL 0993(72)1111（内線212）

※社会福祉士採用試験を受験する者は、受験申込書とともに社会福祉士登録証の写しを提出すること。

※受験申込書を郵便により請求する場合は、返信用封筒（角形2号・縦33cm×横24cm）に切手（120円）を貼り、宛先（申込者住所等）を明記して同封してください。

②受験申込締切日 平成21年8月21日(金)午後5時15分までに必着のこと

■合格発表

①第1次試験合格発表 10月上旬までに、受験者全員に合否結果を文書で本人に通知します。

②第2次試験合格発表 10月下旬までに、受験者全員に合否結果を文書で本人に通知します。

■採用

最終合格者は、平成22年4月1日付けで採用の予定です。

なお、受験資格に定める期限までに高等学校等を卒業できない場合は、採用を取消します。

■給与

給与は、枕崎市職員の給与に関する条例に基づき支給されます。



8月30日(日)は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。



◆投票できる人

平成元年8月31日までに生まれた方で、平成21年5月17日以前から引き続き枕崎市の住民基本台帳に記載されている方です。

※5月18日以降枕崎市へ転入届の手続きをされた方は、前住所地で投票することになりますが、そのためには、前住所地の選挙人名簿に登録されている必要があります。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

◆期日前投票・不在者投票

■投票日当日に仕事や旅行、レジャー等の予定があり、投票区外に出かけるため投票できない見込みの人、または手術やお産等で歩行が困難と見込まれる人が対象となります。

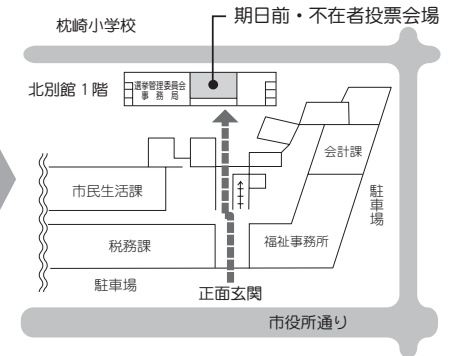
■期日前・不在者投票は、**8月19日(水)から8月29日(土)**

※国民審査の投票の開始日は8月23日(日)からです。毎日午前8時30分から午後8時まで、市役所北別館1階会議室(右図)で行います。

◆投票所・投票時間

これまでどおり市内20箇所に投票所を設けますが、塩屋・火之神地区の投票所が火の神保育園から塩屋公民館へ変更になります。

投票時間は午前7時から午後6時までです。道野、真茅、下山、金山、木口屋、田布川の投票所の投票時間は、午前7時から午後5時までとなりますので、関係地区の有権者は十分注意してください。



■お知らせ ■ 選挙公報・審査公報を配布します

▼衆議院小選挙区選出議員選挙・衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙公報と審査公報について、全世帯への配布を次のとおり行います。

配布期間 平成21年8月24日(月)～28日(金)
配布方法 シルバー人材センター会員が全戸へ直接配布
※公共施設にも備え置きます。

税

税に関するお知らせ

■始まっています 国民健康保険税 年金天引き

▼平成20年4月から、国民健康保険税の年金天引き（特別徴収）が始まっています。

対象となるのは、世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）です。ただし、次のような世帯主の方は対象となりません。

- ①年金の年額が18万円未満の方
- ②介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超える方
- ③年金の支給停止を受けている方
- ④年度途中で75歳になる方
- ⑤介護保険料が年金天引きされない方

■世帯主名で通知します 国民健康保険税 納税通知書

▼平成21年度から、国民健康保険税の納税通知書が変わります。

これまででは、国民健康保険税に加入されている方のお名前を入れて、ご通知していましたが、原則、世帯主が納税義務者であるため、世帯主のお名前でご通知させていただきます。

◎問合せ 税務課 課税係
TEL 7 2 1 1 1 1 1 内線154・155